

2026年7月7日

上告理由書・補充書(2)

上告人

被上告人

国

上告人訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

最高裁判所第三小法廷 御中

記

1 国籍法11条1項が国籍法の中で整合性を欠く不合理な制度となっていること

(1) はじめに

ここでは、「日本国籍者が外国に帰化した場合と、外国国籍者が日本に帰化した場合との取扱いの不合理な差異」について論じる。この問題は本件事案の判断に直接影響する問題ではないため、本件訴訟においてこれまで指摘することはなかったが、法11条1項がもたらす不合理な帰結を顕著に示す例として提示する。そしてこれは後述する「法11条1項の対象者には国籍選択の機会があったか」という論点と同様、旧国籍法20条・改正前法8条が1984年国籍法改正の際に他の制度との整合性について何の検討もなく法11条1項として引き継がれたために生じた不合理であることを示すものである。

(2) 日本国籍者が外国に帰化した場合

日本国籍者が外国に帰化したときは、法 11 条 1 項により例外なく必ず日本国籍を喪失する。

(3) 外国国籍者が日本に帰化した場合

他方、外国国籍者が日本に帰化する場合、法 5 条 1 項 5 号は帰化の要件として「国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。」とする(原国籍離脱要件)一方、同条 2 項は「法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第 5 号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。」と定めている。

法 5 条 1 項 5 号後段の「日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」とは、「原国籍所属国の法律が、外国への帰化前に自国国籍の離脱を認めている場合、または自国民が外国に帰化することによって、その国籍を自動的に喪失するとしている場合」を指す(江川英文・山田鐸一・早田芳郎「国籍法(第三版)法律学全集 59-II・104 頁」。この説明を言い換えるならば、法 5 条 1 項 5 号後段は申請者の本国の国籍法制に、国籍の事前離脱を認める規定があるか、あるいは日本の国籍法 11 条 1 項と同様の規定があることを想定した規定である。

申請者の本国法にかかる規定が存在しない場合、申請者は「日本の国籍の取得によってその国籍を失う」ことができない。かかる場合に、元の国籍を失わずに帰化を認めることができる、とするのが法 5 条 2 項の規定である(江川ら上掲 108 頁乃至 109 頁)。

甲 54 で示したとおり、外国国籍の志望取得による国籍喪失の制度を持たない国は、195 ヲ国中 151 ヲ国、約 77% に及んでいる。すなわち、日本に帰化申請をする外国国籍者を国籍別に見た場合、その 77% は法 5 条 1 項 5 号の要件を充足せず、「日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるとき」には原国籍を保持したまま日本国籍の取得が認められるものとなっている。

(4) 合理的な必要性を欠く、日本国籍者にとっての不利益な取扱

このように、外国国籍者は日本に帰化しても外国国籍を失わず、複数国籍となった上で 2 年以内の国籍選択を求められる者が多くいる。その一方で、日本国籍者は

外国国籍を取得すると必ず日本国籍を喪失する。法 11 条 1 項は、原国籍の保持について日本国籍保持者を外国国籍者よりも著しく厳格かつ制限的に扱う仕組みとなっているのであり、しかも日本国籍保持者を外国国籍者よりも不利益に扱うべき合理的な理由は何ら存在しない。また、「外国国籍者は元の国籍を維持したまま日本国籍を取得できるのに、日本国民は外国国籍を取得したら日本国籍を失う」という結果は、我々日本国民の常識的な感覚に照らしても非常に不合理である。

(5) 法 11 条 1 項による国籍喪失者が帰化したときに発生する不合理な事態

ア 上記の不整合は、以下に述べるように、さらに法 11 条 1 項が志向する方向性に反した奇妙な事態をもたらす。

イ 外国国籍を志望取得したことによって日本国籍を喪失した元日本国民が、「日本人の配偶者等」などの在留資格を得て日本国内に生活の本拠を有し、さらに日本国籍の回復を希望して帰化申請を行う事例が少なからず存在する。これらの元日本国民は法 8 条 3 号の「日本の国籍を失った者（日本に帰化した後日本の国籍を失った者を除く。）で日本に住所を有するもの」に該当し、同条に規定する通り帰化の条件が緩和される。

しかるに、その者が国籍を取得した国の法制に法 11 条 1 項と同様の規定がない場合、上述したとおりその者は法 5 条 1 項 5 号の要件を満たさず、これに対して法務大臣は「日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情」を考慮し（日本国民の子は「日本国民との親族関係につき特別の事情があると認められる」類型にあたるとされる。江川ら前掲 109 頁）、その結果、当該外国国籍を保持したまま帰化が認められれば、それによってその者は複数国籍となる。

ウ つまり、元日本国民であったその者は、法 11 条 1 項によっていったん日本国籍を喪失し、その後に法 4 条・5 条 2 項によって日本への帰化が認められ、それに伴い日本国籍と外国国籍の複数国籍となる（その後に法 14 条 1 項による国籍選択の機会が与えられる）のである。

このように、法 11 条 1 項が日本国籍の当然かつ自動的な喪失という厳格な仕組みによって実現しようとした複数国籍の発生防止が、その後の帰化によっていとも簡単に否定され、国籍法における複数国籍解消の中心的な制度である国籍選択制度による、本人の意思に基づく複数国籍の解消に委ねられることになる。

そうであるならば、外国国籍を志望取得した者についても、複数国籍となることをいったん認めた上で、国籍選択による事後的な複数国籍の解消を図ることでも十分足りるのであり、法１１条１項によって本人の意思に反し、法律上も実生活上も本人や家族に多大な不利益や精神的苦痛を被らせてまで、日本国籍を喪失させる必要性など全くないのである。

法１１条１項が日本国民についてのみ酷な結果を強いている点について、原判決や国は「外国の国籍の得喪を日本の法律で規定することができない以上、やむを得ない帰結である」とする。しかしここでの問題は外国国籍者が利益を享受している点ではなく、日本国籍者が不利益を被っている点である。国籍法が日本国民たる地位を左右する法律である以上、日本国籍を取得しあるいは喪失する者の利益・不利益を考慮すべきことは当然であり、上記のような不整合を招来していること自体が、法１１条１項の整合性に関する検討を怠った結果と言わざるを得ない。

2 憲法１４条１項違反に関する判断の焦点とその検討

(1) 憲法１４条１項違反の判断の焦点

本件訴訟における法１１条１項の憲法１４条１項適合性の争点は、国籍選択の機会についての法的区別の有無、である。そしてその判断の焦点は、①法１１条１項の適用場面（日本国民が外国国籍を取得しようとする場面）で当事者に法１４条１項の国籍選択制度と同等の国籍選択の機会があるか否か、②外国国籍を志望取得したら日本国籍を喪失する旨を法１１条１項が明定していることをもって法１４条と同等の国籍選択の機会があったと見ることができるか、である。

原判決は、「同項は、その効果を明示的に規定することを通じて、日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国国籍を取得するか否かを自身で選択する機会を与えているともいえる」（原判決１５頁）として②を肯定し（その結果①も肯定されるとするものと解される）、法１１条１項は憲法１４条１項に反しない、とした。したがってこれらの点の判断が法１１条１項の憲法１４条１項適合性の結論を決することとなる。

(2) 上記①②についての原判決の誤り

しかしながら、以下の理由から、①について事実問題として当事者に法１４条１

項と同等の国籍選択の機会が与えられているということとはできず、②について法 11 条 1 項の規定の存在を理由に法 14 条 1 項と同等の国籍選択の機会があったと評価することはできない。

ア まず①について。法 14 条 1 項の適用場面において、日本国籍と外国国籍の複数国籍者は、いずれかの国籍を選択しなければならないとの認識の下に、端的に言えば「日本国籍と外国国籍のどちらを取るか」という選択を行うものである。

これに対して法 11 条 1 項の適用場面では、当事者は外国国籍を取得する意思は有していても、法 11 条 1 項の存在あるいはその内容を知らなければ、「外国国籍を取得したら日本国籍を失う」との認識を有していないのであるから、「外国国籍を取得して日本国籍を失うか、それとも日本国籍を保持して外国国籍の取得を断念するか」、言い換えるならば「日本国籍と外国国籍のどちらを取るか」という選択をすることができない。したがって、法 11 条 1 項の適用場面において法 11 条 1 項の存在あるいはその内容を認識していない当事者には、法 14 条 1 項と同等の国籍選択の機会があったと見ることはできない。

イ 次に②について。1984 年国籍法改正時の国籍選択制度の導入に関する中間試案（甲 35）から法案への変遷とそれについての法務省の説明（甲 30・4 頁以下）から明らかなおと、国籍選択において日本国籍を喪失するおそれのある者に対する選択の機会の保障という観点からは、選択義務を定めた法の規定（法 14 条 1 項）が存在するという事実だけでは国民に対する選択義務の告知としては不十分であるとして、法務大臣の催告（法 15 条）によって当事者に選択義務を具体的に認識させた上で、それでも国籍選択をしない者の日本国籍を喪失させるという仕組みを採用している。このことと対比すれば、法 11 条 1 項の存在あるいはその内容を知らない当事者に対して、「法 11 条 1 項が存在することをもって国民に対する国籍喪失制度の告知は十分であり、当事者は日本国籍を喪失してでも外国国籍を取得するかどうかを選択することができたから、法 14 条 1 項と同等の国籍選択の機会が与えられていた」とみることは不可能である。

ウ 法 11 条 1 項が規定する制度は国籍選択制度が創設された 1984 年法改正以前から存在するのであり、そもそも「国籍選択の機会がある」という理屈を日本国籍喪失の正当化の根拠としていたものではないことは明らかである。そして、国籍選択制度が創設された 1984 年法改正の際にも、国籍選択制度と法 11 条 1 項との

整合性や、法１１条１項の適用場面において法１４条１項と同等の国籍選択の機会があるか否かが検討された形跡は皆無である。

なお、１９８４年の法改正前の昭和４８年に刊行された「法律学全集５９」（有斐閣）の「国籍法」の項では、改正前法８条による日本国籍の喪失について、「自己の志望によって外国の国籍を取得するということは、その反面、当然に従来の国籍を放棄する暗黙の意思があると認めるべきであるからである。」（甲８・５９頁）とされていたが、法改正後の平成元年に刊行された同全集５９－Ⅱ「国籍法」では、「ここでの国籍の喪失は、本人が従来の国籍を放棄する意思のないときでも、志望による外国国籍の取得によって自動的に効力を生ずるのであるから、厳密に言えば、個人の意思に基づく国籍の喪失でないことはいうまでもない。」（甲１０・１２０頁）としている。このように、法１１条１項による日本国籍の喪失が本質的に本人の選択に基づくものではないことは、平成元年頃には既に自明の理となっていたものである。

エ ①の論点について、裁判例上、「同等の選択の機会がある」との考え方が最初に提示されたのは、東京地裁令和３年１月２１日判決（裁判所ウェブサイト掲載。５０頁、５２頁）である。

この第一審の審理において、原告らは「法１１条１項は国籍選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させる点で、国籍選択の機会が保障される生来的複数国籍者ら等との間に合理的理由のない法的区別を生じさせており、憲法１４条１項に反する」と主張した（同判決２５頁乃至２６頁）。これに対して被告国は、外国国籍の当然取得による複数国籍、生来的複数国籍及び日本国籍の志望取得による複数国籍と、法１１条１項の場合とは、そもそも制度目的や趣旨が異なるのであるから、重国籍防止を図る方法に差異があるのは当然である（同判決３０頁）、外国国籍の当然取得との対比に関し「自己の志望により外国籍を取得した場合、国籍取得の段階で本人の意思が介在しているため、当然取得に見られる上記のような不都合は存在しない。」（同判決３１頁）、生来的複数国籍との対比に関し「重国籍の発生について当該個人に責任がないことは明白である。したがって、…ひとまず重国籍が発生することを容認した上で、自らの意思によりどちらかの国籍を選択することによって重国籍を解消させることが相当であり、自己の志望によって外国籍を取得した日本国民との間に取扱の差を設けることに合理性があることは明らかである。」（同判

決31頁乃至32頁)と主張していたが、他方で被告は、法11条1項の対象者に国籍選択制度と同等の選択の機会がある、との主張はしていない。

このように、1984年法改正の立案・提案者である政府・法務省すら「法11条1項の対象者には国籍選択の機会があったから日本国籍を喪失させてもよい」との考え方は持っていなかったものである。

したがって、「自己の志望によって外国籍を取得した者については、当該外国籍を取得する前に日本国籍か外国籍かを選択する機会が与えられているのであるから、外国籍の取得後にあえて国籍選択のための猶予期間を設ける必要は乏し」(同判決50頁)との上記東京地裁令和3年判決の判示が、立法事実ないし立法者意思に基づくものではないことは明らかである。また同判決には上記判示の根拠は何も示されておらず(そもそもかかる判示の根拠となり得る法解釈は証拠上全く顕出されていない)、いわば裁判所の思いつきのような論理である。そしてその論理に重大なほころびがあることは、上述したとおりである。

なお、東京地裁令和3年判決は、法11条1項「の趣旨は、自己の志望によって外国籍を取得したときには従前の日本国籍を当然に喪失することとして、重国籍の発生を防止する」と判示し(同判決42頁9行目以下。なお傍点は上告人代理人、以下同じ)、「当然に従来の国籍を放棄する意思があるとみるべきであり」(同判決20頁24行目以下)とする被告の主張を採用していない。しかるにその一方で、

「自己の志望によって外国籍を取得した者については、事前にいずれかの国籍を選択する機会が与えられている」(同判決45頁1行目以下)と判示しており、明らかに矛盾を呈している。

オ 他方、前記②を肯定する考え方が裁判例に初めて登場したのは、福岡地裁令和5年12月6日判決(裁判所ウェブサイト掲載)である。この判決は、「国籍法11条1項は、自己の志望により外国国籍を取得することによってその日本国籍を喪失するとの効果が生ずることを明示的に規定することにより、その者にあらかじめ日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国国籍を取得するか否かを自身で選択する機会を与えている。したがって、外国国籍を自己の志望により取得するか否かの選択をもって日本国籍を喪失するか否かも選択したものとみることは、妥当でないとは言えず、その者の意思をできる限り尊重したものであるといえる。」

と判示した（同判決８頁）。

これは、上記の東京地裁令和３年判決の判示が「外国国籍を志望取得する者は日本国籍か外国国籍かの選択の機会があった」という事実認識の問題を論じるのに対して、法１１条１項の規定が存在することを根拠に「外国国籍を自己の志望により取得するか否かの選択をもって日本国籍を喪失するか否かも選択したものとみることとは、妥当でないとはいえず」と判示し、より評価的な（あるいは国籍離脱意思の擬制に近い）判断を示したものであるといえる。かかる判示は、東京地裁令和３年判決事件の一審原告らや当該福岡地裁令和５年判決事件の原告が「法１１条１項を知らない者にとっては外国国籍の取得の際に外国国籍か日本国籍かを選ぶことは不可能である」と繰り返し批判したことを受けて、「外国国籍を志望取得した者がそれによって日本国籍を喪失することを認識していたか否か」という事実問題に基づく判断を回避するために、より価値判断的な理由付けをしようとしたものと推測される。

しかしながら、かかる福岡地裁令和５年判決の判示にも、立法事実あるいは立法者意思を示す証拠上の根拠は存在しない。しかも「国籍選択の機会を与えている」と論じながら、上記イで指摘した法１５条の選択催告制度による複数国籍者に対する国籍選択の現実的・具体的な機会の保障に思い至らなかったために、前述したとおり、その論理の破綻を露呈したものである。

カ なお、本件訴訟の第一審判決は、上記①と②の論理を併用するもののようである（第一審判決２７頁乃至２８頁、同３２頁）。しかしながらこれらの論理を併用しても互いの欠点が補われる関係にないことは言うまでもない。

キ 以上の通り、前記①②を肯定して外国国籍を志望取得した者には国籍選択の機会があったとする裁判例の判示及び被上告人国の主張はいずれも根拠がなく、かつ論理的にも国籍法上の制度あるいは構造からも合理性のないものであり、これらに依拠して法１１条１項の憲法１４条１項適合性を肯定することはとうてい不可能である。

以 上